

第49号議案

保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	33	協定項目名	保育事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 保育時間について 公立保育所については、合併時は現行どおりとし、私立保育所については、地域の実情や保護者のニーズにより各保育所が決定する。</p> <p>(2) 保育料について 保育料については、平成17年度までは現行どおり(各市町の軽減率を適用)とし、平成21年度までに統一を図る。また、統一する保育料の額及び暫定措置(経過措置)の内容については合併後に調整する。</p>			